

ベリサインセキュアドシール利用規約

ベリサインセキュアドシール（以下「シール」という）の利用を申請し、使用される前に、このベリサインセキュアドシール利用規約（以下「本規約」という）をよくお読みください。本規約の規定に同意されない場合は、シールのインストールまたは表示を行うことはできません。「同意」ボタンをクリックするか、シールをインストールまたは表示することにより、お客様は本規約の規定に同意したことになり、お客様と日本ベリサイン株式会社（以下「ベリサイン」という）の間で本規約が効力を有することになります。

本規約でいう「ベリサイン」とは、シール及び知的財産権に関する権利を有する米国法人である VeriSign, Inc. または Symantec Corporation（注） [又はその権限を委譲されている者] を指します。「日本ベリサイン」とは常に、ベリサインとの契約（以下「原契約」という）によりシールのサブライセンスや使用等に関する権利等を許諾（ライセンス）されている日本ベリサイン株式会社を指します。

(注) 「Symantec Corporation」及び「シマンテック」とは、日本ベリサインの親会社である、米国デラウェア州法人であり、アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州クパチーノ、スティーブンクリークブルバード(20330 Stevens Creek Blvd., Cupertino, California) に主たる事業所を有する Symantec Corporation 及びその完全子会社を意味する。米国 Symantec Corporation は、米国 VeriSign, Inc. または、関連会社の米国、またはその他の国における登録商標、または、商標である VeriSign ロゴ、および、その他名称、サービスマーク、および商標の使用を一定期間許諾されています。

利用者は、本規約の定義によるところの再販売業者からサービスを受けている場合、再販売業者にシールの申請、受領、インストール、管理および必要に応じて削除を代行する許可を与えていることを表明し、保証します。利用者は、再販売業者にそのような許可を与えることにより、本規約の条件に拘束されることとなります。本規約に合意しない場合、シールを表示しないでください。

利用者が、顧客からシールの代理申請の許可を受けた再販売業者である場合、第 4.1 条および第 4.2 条に従って、表明および保証を行います。利用者が再販売業者でありかつ自らのシールを申請する場合は、第 4.2 条を除く本規約のすべての条項が利用者に適用されます。

第 1 条 定義

「知的財産権」とは、登録および未登録のアメリカ国内外における著作権、営業秘密、トレードドレス、[商標]、商号、[社名]、ロゴ、発明、特許、出願特許、ソフトウェア、ノウハウおよびその他（あらゆる種類および性質の）知的財産権および財産権などを含む、あらゆる無形財産に関する既知の権利または今後存続する権利をいいます。

「再販売業者」とは、インターネット・サービスプロバイダ、システム・インテグレータ、ウェブホスティング、アプリケーション・サービスプロバイダなど再販売目的で日本ベリサインのサービスを受ける事業体をいいます。「シール」とは、ウェブサイトにおいて表示するためのベリサインの商標の特徴を表す電子画像をいいます。画像は、利用者またはその団体が日本ベリサインのサービスの提供を受けていることをウェブサイトへの訪問者に表し、訪問者が画像をクリックすると、スプラッシュページが表示されます。

「サービス」とは、ベリサインのシールおよび日本ベリサインが実施するベリサインのシールの利用の開始から終了までの関連する全ての業務、ならびに、該当する場合、シールに関連して提供されるその他のセキュリティサービスで、サービスに関する公表された資料においてシールの表示が条件となっているものをいいます。

「サービス規約」とは、日本ベリサインのサービスについて定める規約をいいます。

「スプラッシュページ」とは、ベリサインが作成およびホスティングするウェブページをいい、訪問者がシールをクリックすると表示されます。このウェブページは、利用者が購入した日本ベリサインのサービスが何であるか、および当該サービスが現在有効かどうかを表示します。

「利用者のウェブサイト」とは、利用者が所有もしくは管理するウェブサイト、または、利用者の使用する権利が日本ベリサインの満足する内容にて利用者により証明されたウェブサイトをいいます。

第2条 ライセンスおよびライセンスの制限

2.1 日本ベリサインは、本規約の有効期間中、本規約の規定に従って利用者である団体が日本ベリサインの顧客であることを明確にすることのみを目的として、シールをダウンロードおよびインストールし、利用者のウェブサイトにシールを表示するための非独占的、譲渡不能で、サブライセンス不可能なライセンスを利用者に許諾します。利用者のサービスの登録において提供されている登録情報が不正確であるか変更された場合、または、利用者の団体名もしくはドメイン名の登録に変更があった場合、利用者は日本ベリサインに直ちに通知することが必要です。当該通知を受領した場合、日本ベリサインは、通知を受けたシールを失効させ、訂正したシールを発行することができます。日本ベリサインは、利用者がシールを表示するための条件となっているベリサインの認証基準を満たしていない場合、日本ベリサインの満足行く内容にて治癒されるまでの間、いつでも利用者のシールを停止することができます。

2.2 日本ベリサインは、利用者のシールの認証情報を定期的に再認証する場合があります。この場合、日本ベリサインは利用者に対し追加的な情報の提供を要請することがあり、また、利用者は、本規約の条件の承認および受諾の再確認を求められる場合があります。

2.3 利用者は、(i)利用者自身以外の団体のために若しくはそれに代わってシールを使用してはならず、(ii)スプラッシュページがないままシールを使用してはならず、(iii)ベリサイン以外の SSL サーバ証明書を使ったウェブサイトでシールを使用してはならず、(iv)シールの全部もしくは一部の複製、販売、レンタル、リース、移転、譲渡もしくはサブライセンスを行ってはならず、(v)シールを歪めたり、シールの色、大きさ、模様およびフォントを変更したり、ロゴの構成要素、著作権表示および商標表示を分離したり、スプラッシュページの変更もしくはアクセスの抑制を試みることを含め、シールの変更もしくは改変を行ってはならず、または、(vi)シールもしくはそれに関連するサービスについての日本ベリサインもしくはベリサインの権利を害するか減じることとなる如何なる措置もとってはなりません。利用者が、シールが複製されているか、または、シールが知的財産権を侵害して使用されていると考える場合、利用者は、ただちに、<http://www.verisign.com/support/site/abuse.html> 上で報告することが必要です。上記のいずれかの制限に違反した場合、本規約についての重大な違反とみなされます。

2.4 利用者がシールの Flash 版を使っており、利用者がシールを使用しているウェブページの表示回数が1日あたり10,000回を超える場合、日本ベリサインは、利用者に別途提供する説明書に従って、利用者のウェブサイト上のシールをホスティング（以下「ローカルホスティング」といいます）するよ

う利用者に要請する権利を留保します。ローカルホスティングを要請する場合、日本ベリサインは、30日以上前に通知します。

第3条 有効期間および終了

3.1 本規約がその規定に従って早期に終了する場合を除き、本規約は、利用者がシールを使用することを可能にした最後のサービス規約が終了または期間満了するまで効力を有します。第3.3条、および、第9条～第19条までの規定は本規約が利用者との間で終了した後も有効に存続します。

3.2 日本ベリサインは、(i)利用者が日本ベリサインのサービスの顧客でなくなった場合、(ii)利用者が登録時に提供した情報が有効ではないことを日本ベリサインが発見した場合、(iii)利用者もしくは利用者の再販業者が、本規約もしくはサービス規約に基づく利用者の義務を履行しない場合、(iv)利用者が上記第2.3条に定める制限のいずれかに違反した場合、(v)原契約が終了した場合、または、(vi)利用者が、シールを違法な目的で使用する場合、利用者のウェブサイトからベリサインのシールを削除する権利を有し、また、本規約は自動的に終了します。

3.3 本規約が終了するか期間満了する場合、利用者は、シールの表示を直ちに停止し、また、シールがローカルホスティングされている場合には、利用者は、シールがインストールされている全てのデバイスからシールを永久に削除し、その後はシールを如何なる目的でも使用してはなりません。

第4条 事実表明および保証

4.1 利用者は、日本ベリサインおよび利用者のシールに依拠するあらゆる者に対し、(i)日本ベリサインのサービスを受けるために利用者により提供されている全ての情報は、提出時において真実かつ正確であり、そのような情報(ドメイン名または電子メールアドレスを含む)は、第三者の知的財産権を侵害していないこと、および、(ii)利用者は、本規約に従ってシールを使用することを表明し保証します。

4.2 再販業者は、第4.1条に加え、日本ベリサインおよびシールに依拠する者に対し、(i)再販業者が自己の顧客の代理として本規約を締結すること、または本規約に当該顧客が拘束されることにつき当該顧客から了解を得ていること、(ii)再販業者が本規約を遵守し、また当該顧客にも本規約を順守させること、ならびに、(iii)再販業者は、自己がホスティングするウェブサイトがシールを表示するライセンスを受けていない限り、自己がホスティングするウェブサイトにシールを表示することを許可しないことを表明し保証します。

第5条 料金および支払い条件

ベリサインのシールを使用する権利の対価として、利用者は、日本ベリサインに対し、日本ベリサインのウェブサイトに掲載される所定の料金(もしあれば)を、サービスを選択したときに、または、該当する場合、日本ベリサインからの請求書を受領し次第、支払います。振込手数料等、支払いに係る費用は利用者の負担とします。以下に明示的に定められていない限り、利用者は料金を遅滞なく支払うものとし、返金を求めることができません。本規約に従って課されたサービス料金に対して、政府によりまたは政府の権限に基づき課されるすべての税金、関税、料金その他の政府による徴収金(所得税、サービス税、利用税および付加価値税を含むが、日本ベリサインの所得に基づき課せられる税を除きます)は利用者の負担となり、当該サービス料金の一部ではなく、その料金から差し引かれたり、それにより相殺されたりするものではありません。日本ベリサインに対する支払はすべて、法律により要求される場合を除き、いかなる税金、関税、手数料、違約金などの控除または源泉徴収をも行うことなしに支払われるものとし、法律に従って控除または源泉徴収が要求される場合は、当該控除または源泉徴収に関連のある利用者の支払い額を増額し、控除または源泉徴収後に日本ベリサインが、

当該控除または源泉徴収が無かったものとした場合の受取り額に相当する正味金額(これに対する税金等の負担を含まない)を受け取るものとします。本条は、再販売業者からシールを購入した利用者には適用されません。

第6条 財産権

利用者は、日本ベリサインおよびそのライセンサーが、日本ベリサインが提供するサービス(以下に列挙するものに対する改造、強化、派生物、組み合わせ、翻案、アップグレードおよびインターフェース等を含みます(以下、これらを総称して「ベリサインの成果物」といいます))に関連して開発され、組み込まれ、実施された機密情報、その他の価値ある情報、製品、サービスならびに発案、概念、技術、発明、プロセス、ソフトウェアおよび著作物に関するすべての知的財産権を有することを了解するものとします。利用者の既存のハードウェア、ソフトウェアまたはネットワークはベリサインの成果物に含まれません。本規約に別段の定めがない限り、本規約により、各当事者は、他の当事者の知的財産権に関する財産権またはライセンスを得ることはなく、引き続きそれぞれの知的財産権を独自に所有または保持するものとします。

第7条 本規約の変更

日本ベリサインは、いつでも、(i)本規約の規定を改定し、または(ii)本規約において定められているサービスの一部を変更することができます。上記の変更は、当該変更が日本ベリサインのウェブサイトに掲載されてから30日後、または利用者へ電子メールによって通知された場合はその時点で、有効となります。利用者が当該変更不同意の場合、利用者はシールの使用および表示を直ちにやめることが必要です。かかる変更後もシールの使用および表示を続けた場合、利用者は、かかる変更を遵守しかつかかる変更の拘束を受けることに同意することになります。

第8条 プライバシーについて

シールには、利用者が購入した日本ベリサインのサービスが表示されます。利用者は、日本ベリサインが、(i)日本ベリサインのサービスへの登録時に利用者から提供された特定の情報を利用者のシールとスプラッシュページに表示することができること、および、(ii)第三者のサービスプロバイダーまたは技術担当者との間の日本ベリサインの契約に従って、当該第三者のウェブサイトに利用者のシールを公表することができることに同意しこれを承諾します。利用者はそのウェブサイトにシールを置くことにより、次の目的で、日本ベリサインが利用者のウェブサイトを訪れた人のIPアドレス(個人を特定する情報は含まれません)を取得、使用および開示する権利を有するものとし、利用者はこれについても了解するものとします。(a)シールの使用状況に関するレポートを作成するため(このレポートは顧客、潜在顧客および一般に提供することがあります)、(b)シールの実用性を改善するため、または新規サービスを創出するため、(c)裁判所、法律、政府機関の要求に従うため。個人を特定できるデータの処理については、日本ベリサインのプライバシーポリシー(日本ベリサインのホームページから閲覧できます)を参照してください。

第9条 保証の否認

日本ベリサインは、明示であるか黙示であるか、または法定であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、顧客の要求の充足および第三者の権利を侵害していないことの黙示の保証を含む、履行または取引の過程で生じるいかなる保証も行いません。

第10条 免責

利用者は、日本ベリサインならびにその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継者および譲受人を、(i)本規約に基づく利用者の保証、事実の表明および義務についての違反または(ii)利用者が提供した情報および内容に存する第三者の知的財産権の侵害に関連して発生する第三者からの請求、訴訟、手続き、判決、損害および費用(合理的な弁護士費用を含む)から免責し、補償します。日本ベリサインは、これらの申立があった場合、利用者に速やかに通知し、利用者は申立に対する防御(和解を含む)に関するすべての責任を負うものとします。ただし、(a)利用者は、訴訟または和解の進捗を日本ベリサインに知らせ、またこれに関し協議すること、(b)利用者は、日本ベリサインの書面による同意がない限り(この同意は正当な理由なしに拒否されるものではありません)、和解が犯罪行為、刑事訴訟その他の刑事手続きから生じもしくはその一部となるものである場合、和解が日本ベリサイン側の責任や不正行為(契約違反、不法行為またはその他の事由であるかにかかわらず)の認容を含む内容である場合、または和解が日本ベリサインによる特定履行や金銭以外による賠償を求める場合には、当該申立につき和解する権利がないこと、および、(c)日本ベリサインは、自己負担で自選の弁護士をもって、申立に対する防御に参加する権利を有することとします。

第 11 条 責任の制限

11.1 本第 11 条は、契約法上(保証違反を含みます)、不法行為法上(過失または厳格責任を含みます)、その他法律上又は衡平法上の請求に基づく責任に適用されます。

11.2 本規約に関し請求、訴訟、仲裁その他の法的手続きが行われた場合、日本ベリサインは、適用法によって許容される限度において、(i)逸失利益、もしくは取引、契約、売上げもしくは見込まれた節約額の逸失、または(ii)間接損害もしくは結果的損害につき、責任を負わないものとします。

11.3 本規約に基づく責任について、日本ベリサインが利用者および第三者に対して負担することのある損害賠償額の総額は、合計で 5,000 米ドルまたはそれに相当する円建ての金額を上限とします。

11.4 上記にかかわらず、日本ベリサインの過失に起因する人の傷害もしくは死亡の場合、または、適用法(該当する法域の強行法規を含みます)によって除外することができないその他の責任の場合、日本ベリサインの責任は、本第 11 条に基づく制限の対象とはなりません。また、管轄地の法令により責任の制限が認められない場合は、本条の制限の一部が利用者に適用されない場合があります。

第 12 条 不可抗力

地震、洪水、火災、暴風、自然災害、天変地異、戦争、テロ、武力衝突、ストライキ、ロックアウト、ボイコット、その他当事者の合理的な制御を超えた類似の事由により、本規約に定める義務(ただし、支払い義務を除きます)の履行が停止、中断または遅延した場合、いずれの当事者も本規約の不履行とはみなされず、これによる責任を他の当事者に対し負いません。但し、本条に定める不可抗力の影響を受けた当事者は、(i)速やかにその事実を書面で通知し、(ii)当該不可抗力事由の影響を緩和するために合理的に必要とされる措置をすべて講じなければなりません。さらに、本条に定める不可抗力事由が合計で 30 日間を超えて継続した場合、いずれの当事者も、書面による通知をもって、本規約を直ちに解除することができます。

第 13 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項が何らかの点において、管轄裁判所により無効、違法または執行不能であると判示された場合、本規約の残りの条項の有効性、合法性、執行可能性はいかなる形でもこれらによる影響を受けません。

第 14 条 準拠法

本規約はすべての点において日本法に準拠し、同法に従って解釈されることに合意します。国際物品売買契約に関する国連条約は、本規約には適用されません。

第 15 条 紛争解決

本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、利用者は、法により許容される範囲内で、日本ベリサインその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知から 60 日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条 譲渡禁止

本規約に別段の定めがない限り、利用者は、本規約に基づく権利を譲渡または移転してはならず、また、譲渡または移転の試みは無効です。利用者の債権者が、差押え等の手段によるか否かを問わず、本規約に基づく利用者の権利を取得しようとした場合、日本ベリサインは、任意に本規約を解除することができます。

第 17 条 通知

利用者が、本規約に関し、日本ベリサインに対して何らかの通知、要求または要請をする場合は、書面により以下の住所宛てに送付されるものとします。

日本ベリサイン: 日本ベリサイン株式会社 法務部宛

〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-8-1

Fax 03(3271)7027

Email

第 18 条 完全なる合意

本規約および適用されるサービス規約は、日本ベリサインと利用者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解および合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関し日本ベリサインと利用者との間でなされた過去および現在のすべての表明、了解、合意または連絡事項に優先します。注文書における契約条件で、本規約と矛盾するものは無効とされます。

第 19 条 法令、輸出規制の遵守

各当事者は、本規約に基づく履行に関して適用されるあらゆる法令を遵守するものとします。上記の一般性を制限することなしに、各当事者は、あらゆる輸出要件(以下「輸出規制」といいます)を遵守することに同意します。利用者が日本ベリサインから提供されたソフトウェア、ハードウェアまたは技術データ(またはその一部)(以下「ベリサイン・テクノロジー」といいます)の最終的な輸出先を日本

ベリサインに開示した場合でも、また、本規約において矛盾する条項がある場合であっても、利用者は、次の行為を行うことは禁じられています。

アメリカ合衆国および日本国、または輸出規制を課すその他の国の政府から必要な許可を事前に取得することなしに、輸出規制によって制限されているか禁止されている輸出先に、ベリサイン・テクノロジーを、直接的であるか間接的であるかを問わず、変更、輸出または再輸出すること。

ベリサイン・テクノロジーを、アメリカ合衆国財務省外国資産管理局の「特定国籍および禁輸対象者」リスト、アメリカ合衆国商務省の「禁輸対象者」リスト、アメリカ合衆国商務省「産業安全保障局団体リスト」またはその他の適用されるリストに記載されている者に提供すること。

輸出規制により禁じられている核、ミサイル、または化学・生物学兵器を最終用途として、ベリサイン・テクノロジーを、直接的であるか間接的であるかを問わず、輸出または再輸出すること。

利用者が本条を遵守しなかった場合、日本ベリサインは事前の通知なしに、利用者への責任を負うことなく、本規約で定める義務の履行を停止する権利を有するものとします。

シール・ライセンス規約 Version 4.0 (2010年2月)